

## 【給与条例改正案について】

(質問)

市議案第94号一般職の職員の給与に関する条例などの一部を改正する条例の設定について伺います。今回の給与改定の内容については、人事院勧告に基づいた改定で0.15%の減額とのことですが、

今回の給与改定でどの程度人件費の額に影響するのかを教えてください。また、今回の給与改定後の一人あたりの年間給与費を教えてください。

また、地方分権のもと、地方公務員の給料はその地域の民間労働市場における賃金と乖離してはならないと考えます。地方公務員法24条3項の均衡原則において、従来は人事院勧告に基づく国家公務員給与に準拠すれば良しとされてきたと思いますが、同条項によって考慮すべき「民間事業の従業者の給与」として当該市町村内の民間事業の従業者の給与を無視できなくなっていると考えます。そこで、今回の給与改定において豊中市内の民間事業者の従業者の給与状況を考慮されたのか教えてください。

さらに、人事院の民間給与実態調査においては、事業所規模50人以上を対象としていますが、豊中市内においてこのような規模をもつ事業所の全事業所における割合は豊中市の平成21年経済センサス-基礎調査結果報告によると14836か所中384か所すなわち2.5%となります。このような事業規模が大きい事業所の給与のみを比較対象として出される人事院勧告に準拠する豊中市職員の給与が豊中の労働市場における民間の給与と均衡していると本当に言えるのか、豊中市のお考えをお聞かせ下さい。

また、豊中市では人事委員会がありませんが、大阪府には人事委員会があります。平成22年度の一般行政職の比較で言いますと大阪府の平均給与月額41万7195円、豊中市は44万6200円となっております。大阪府の給与水準を地方公務員法24条3項で参考にすべき「地方公共団体」の給与と参考にされたかどうか教えてください。

<答弁>

今回の給与改定の影響額は平成24年度の全会計予算ベースで約5千万円です。また、給与改定後の一人あたりの年間給与費ですが、平成22年度の一般会計決算における一般職の年間給与費は約670万円だったことを考えると一人当たりの影響額は年間約1万円の減額となります。

今回の給与改定で豊中市の民間事業者の従業員の給与状況を考慮したのか否かですが、ご質問の中にもありましたように、本市においては人事委員会をおいておりません。人事委員会の設置については、地方自治法第202条の2第1項及び地方公務員法第7条に規定されており、都道府県、政令指定都市には必ず置き、政令指定都市を除く人口15万人以上の市及び特別区は、人事委員会か公平委員会のいずれかを置くこととされております。ただ、人口15万人以上の市で、人事委員会を置いているのは、和歌山市と熊本市のみであり、熊本市は平成24年度において政令指定都市になることから全国でも1市のみであります。これは、公平委員

会に比べ、はるかに多くの、またより専門的な事務を取り扱うことになるためであります。地方公務員法24条第3項は、地方公務員の給与について、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定していますが、これがご質問にもありました「均衡の原則」と呼ばれているものです。

この均衡の原則は、実際の運用としては、国家公務員の給与に準ずることにより実現されるものであります。これは、国家公務員の給与については、その決定にあたり、「生計費」や「民間事業の従業者の給与」が十分に考慮されているので、これに準じて給与決定をすることが、法律に定める均衡の原則に最も合致するためであり、人事委員会のない多くの自治体と同様に、本市においても従前から、人事院勧告を基本に給与改定を行ってまいりました。

企業規模50人以上の是非であります。人事院としては国家公務員給与に民間給与の実態をより広く反映させるよう、平成18年に比較対象企業規模を100人以上から50人以上に拡大する見直しを行いました。近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応すべく、民間給与実態調査の対象産業の拡大を検討する旨、言及しております。本市としてもできるだけ広く民間給与の実態に即した、より適正に公務の給与に反映させるところについては、異論がないと考えるため、人事院の動きを注視していきたい。

大阪府の人事委員会勧告についてですが、総務副大臣からの「地方公務員の給与改定に関する取り扱い等について」という通知の中で、都道府県の各人事委員会の勧告も参考にする旨、書かれてあります。しかし、大阪府内自治体の人事担当給与部長会の中で、大阪府の見解として、大阪府とはそもそも給与制度が違うこと、これまでの経緯を考えたときには、大阪府の人事委員会勧告ではなく、人事院勧告を尊重すべきと助言・指導がありました。本市においても、従前から人事院勧告を基本に対応してきたこと、府内の自治体が人事院勧告をもとに給与改定を行っていることから、今回の提案をさせて頂いておりますので、よろしく申し上げます。

(質問)

平成23年度決算影響額で1500万円程度、24年度で5000万円程度とのこと。ところで、経常収支比率95%実現に向けて行財政改革の取り組みの中で約10億円程度の人件費削減が必要だと思っておりますが、この額に鑑みるとあまりに少ない削減効果しか生じないと思います。豊中市の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、今回の給与改定において、当分の間の措置として更なる職員の給与減額措置を定める必要が出てくる場合もあったのではと考えますが、今回の給与改定で当面、人件費改定は終わったと考えてよろしいのでしょうか。

また、先程のご答弁からして人事院勧告を重視されてはいますが、平成23年度人事院勧告では民間給与との較差に基づく給与改定のほかに、給与構造改革における経過措置額の廃止いわゆる現給保障廃止についての勧告も出ておりま

すが、豊中市は、その勧告については、今回の改定では実施されないようですが、その理由を教えてください。

#### <答弁>

行財政改革の課題としての人件費に関わりますご質問にお答えいたします。

行財政構造改革につきましては、現在、平成25年度予算における経常収支比率95%以下を達成すべく取り組みを進める過程といたしまして、平成24年度予算における経常収支比率97%以下を実現すべく新大綱達成プランの進行管理を進めております。

この中で人件費目標につきましては、経常収支比率を構成する人件費に対する充当一般財源の上限を明確にしており、この目標達成は必須課題であると捉えております。

従いまして、考え得るあらゆる取り組みを行い、人件費に関する目標を達成した形での平成24年度予算案を3月にはご提案申しあげたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

経過措置額の廃止に向けた措置に関しましては、人事院勧告の中の官民格差の是正を図る今回の給料表等の改定とは違い、給与構造を見直すものであり、平成24年度から開始するとされております。ただ、政府が今年の人事院勧告に基づく改正給与法を提出しないという現時点の状況ではございますが、来年4月から実施できるよう立案してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### (意見・要望)

決して今回の給与改定で十分だとは考えておりませんので意見として述べさせていただきます。

人事院勧告はそもそも国家公務員の給与等について民間との均衡を図るために行われていますが、先程申しました通り、調査基準となっているのは50人以上の従業員がいる事業所の給与についてのみであり民間の給与実態を広く正確に反映しているのか疑問があります。

長引く景気低迷に加え東日本大震災の影響などこれからの日本を取り巻く状況はますます厳しくなることも予想されます。

現在、国会においても復興財源捻出のため政府がマイナス0.23%人事院勧告を内包した上でマイナス7.8%という削減案を、自民党公明党は人事院勧告を実施した上で7.8%の引き下げ案を提出するとの報道もなされています。

人事院勧告とはそもそも国家公務員の給与等についての制度のほずですが、国においても与野党ともに勧告を上回る削減の動きが出ているのが現状です。ましてや地方自治体においては、国家公務員のための人事院勧告にのみ準拠する必要があると考えます。

従来通り、人事院勧告のみを根拠にして市の給与を決めるという方法をこれからも続けていけば、市民の理解を得られるとは到底思えません。国、豊中市を取り巻く状況は厳しい状態であり、給与制度についても不断の見直しが

必要と考えます。定員管理、民間委託及び様々な任用形態を活用することで人件費総額を圧縮しながらも、能力や職務、職責に応じたメリハリのある豊中市の人事給与制度に改革している必要があります。今後、市民の理解が得られるよう地域の実態、時代の変化に応じた市の人事給与制度について検討して頂くことを強く求めます。

最後に給与構造改革における経過措置額の廃止についての勧告内容についても、確実に実施して頂くようお願いいたします。